

◎挨拶

(会長挨拶)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第10回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 3の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、7番、高橋裕君、8番、松下好君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明を申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和2年12月28日付で別添の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により決定を求める。

令和3年1月12日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、計画内容につきましては、岡部課長補佐から説明をさせていただきます。

議 長 それでは、岡部課長補佐、説明を求めます。

岡部課長補佐 産業振興課の岡部です。本年もよろしくお願いを致します。

それでは、今月上程いたしました農地利用集積計画についてご説明を致します。

お手元の資料の2ページをお開きください。

今月の農用地利用集積計画は、新規案1件となっております。

利用権を設定する貸し手は山子田の方、使用貸借の設定で、農地の所在は山子田字倉海戸136の2番、現況地目は畑、面積は1,555平米となっております。借り手は吉岡町の法人で利用目的は普通畑利用、貸借期間は令和3年2月1日より10年間で、令和13年1月31日までとなっております。借受者につきましては、昨年、令和2年11月に前橋市で農業経営改善計画が認められまして、認定農業者となっております。現在、前橋を中心に70アールの農地を借り受けて営農、主に大根で、大根を行っております。前橋で借り受けている農地が、主に水田のため畑作に適していないので、榛東村の農地、畑を借り受けるということです。作付けする作物といたしましては、今回は大根ということです。

また、当該農地は農業者年金の計上年金の特定処分農地となっておりますが、後継者の方も高齢となっております、営農が難しくなっていることから、計上年金の支給停止適用の対象外となる農業方針への10年間の貸付けとなっております。

また、3ページに計画書の写しのほうを添付させていただいております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、榛東村農業委員会の意見を求めます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長 議案第1号について事務局からの説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

今、事務局から吉岡の里ですか、の説明があったんですけども、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、合同会社とあるんですけども、前橋市で認定農家にはなっているということなんですけれども、農地所有適格法人についても前橋でなっていると思うんですけども、要件として、この合同会社も適格法人になれるんでしょうか。

また、あと代表者の方のお名前をできれば教えていただければと思うんですけども。

それと、下のほうに農地面積、計面積が7,000平米ですか、あって、大根なり水田をやっているということなんでしょうか。従業員が1人でいいということなんです。雇用が1人あるということで、その辺の経営内容もできればもうちょい詳しく教えてもらえればと思うんですけども、分かる範囲で結構だと思うんですけどもよろしくお願います。

議長 事務局。

岡部課長補佐 代表者の名前なんですけれども、●●になります。

従業員数につきましては、一応パートの方を、今現在は1人、年間100日ということなんですけれども、今後の計画では臨時でない職員の方1名の3名にして、年間延べ人数で400人を計画しているとのことです。

あと、すみません、合同会社が農地所有適格法人になれるかというところなんですけれども、すみません、ちょっとこちらのほうでも確認不足なんですけれども、なれると思っていたんですけれども、また、お調べして、後ほどおつなぎしたいと思います。

今、前橋のほうでは、主に大根を作付けしているということなんですけれども、これからネギとか枝豆、その辺を作付けしていきたいというところがございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 推進委員、7番の小川君。

小川委員 この人も村外といったらちょっと語弊があるんですけれども、こう何人か、結構、村外の方がこの榛東村でも農地を借りて農業をしているということなんですけれども、今後、人・農地プランの話合いも進めていくわけなんですけれども、その中に担い手としてこういった村外の人たちも位置づけられるようになるのでしょうか。

議 長 事務局。

岡部課長補佐 すみません、そのとおりで、今後、榛東村の中の担い手では賄い切れないうるか、農地も出てくると思いますので、出耕作じゃないですけれども、村外の方も人・農地プランに位置づけて、集積、担い手になっていただいてというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いを致します。

議 長 いいですか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

今の質問に対して、補足で質問をしたいんですけれども、合同会社 吉岡の里というのは、どのような内容の事業をやっているのか、また、組織は農業法人になっていますけれども何人で立ち上げたのか、その辺をちょっと聞きたいんですけれども。

議 長 事務局。

岡部課長補佐 現在の人数は先ほど申し上げた方1名となっております。1人だけです。従業員がパートの方1名というところで、作付けとかは、先ほど申し上げた大根とか、その辺の野菜、路地野菜を中心にやっているとのことです。

以上で、すみません、よろしくお願いたします。

議 長 よろしいですか。

柳岡委員 はい、分かりました。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(発言する声なし)

議 長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、採決に移ります。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 賛成多数で、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することとします。

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

それでは、岡部課長補佐の退席を認めます。

(岡部課長補佐退席)

議 長 今回の事業計画変更については、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案と関連がありますので、各番号ごとに議案第3号の関連番号についても一括で審議することとします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号、番号1について、説明を申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字長岡字小林沢、地番は1381の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は441平米。権利につきましては所有権移転売買。譲渡人の方は埼玉県さいたま市の方で、職業は無職、譲受人の方は東京都練馬区の方で、職業は不動産業。転用目的は建売分譲住宅用地、施設等につきましては建売分譲住宅57.96平米でございます。計画どおり事業を遂行できない理由につきましては、当初、申請地に住宅を建築しようとしたが建築予定が立たなくなったためとでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分2種農地、昭和45年12月22日、5条許可となっております。当初許可につきましては、一般住宅用地とでございます。

関連議案につきまして、議案第3号、番号1でございます。引き続き、議案第3号、

番号1についてご説明を申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。現地確認調書はそのまま2ページからとなっております。

番号1、図面番号1、農地の所在は大字長岡字小林沢、地番は1381の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は441平米でございます。利用権につきましては所有権移転売買、譲渡人の方は埼玉県さいたま市の方で職業は無職、譲受人の方は東京都練馬区の方で職業は不動産販売業。転用目的につきましては建売分譲住宅用地、施設等につきましては建売分譲住宅57.96平米となっております。転用理由につきましては、譲受人は申請地周辺は宅地化が進んでおり住環境に適しているため、申請地を建売分譲住宅用地として利用したく申請しますとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、関連議案につきましては先ほどご説明をさせていただきました議案第2号、番号1でございます。

以上で説明を終わります。

議長 議案第2号、1、並びに議案第3号の番号1については事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

ただいま事務局長より説明がありました1番の申請につきましては、権利の種別は所有権移転売買、そして申請目的は建売分譲住宅ということです。申請理由につきましては、住宅環境に適しているため建売分譲住宅用地として譲受人の申出に応じ譲り渡したいということで、また、付近の状況を申し上げますと、現地確認調査の2ページから4ページで、東側と西側に住宅がありまして、北側が道路で、南側が畑で排水は、下水は北側の集落排水につないで、雨水は村道の側溝、また宅地内は自然浸透です。隣接する農地には影響ないと思われまますので、私としては許可相当と思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号並びに議案第3号の1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めまます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、1並びに議案第3号、1については原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第2号、番号1並びに議案第3号、1については、許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、2並びに議案第3号の2について事務局長、説明を求めます。
事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2についてご説明を申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。現地確認調書は5ページからとなります。

議案第2号、番号2について説明を申し上げます。

農地の所在は大字広馬場字八幡下、地番は2495の2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は580平米。権利関係につきましては所有権移転売買。譲渡人は東京都府中市の方で、職業は無職、譲受人は高崎市の方で、不動産業。転用目的は建売分譲住宅用地、施設等につきましては建売分譲住宅55.01平米を2棟でございます。計画通り事業を遂行できない理由につきましては、令和2年10月に当該地を建売分譲住宅用地として許可を受けていたが、隣接地も購入できる運びとなり、一帯で建売分譲住宅用地として利用する計画となったためとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地、令和2年10月26日、5条許可となっております。当初許可につきましては、建売分譲住宅用地1区画でございます。また、関連議案につきましては、議案第3号、番号2となっております。

以上で番号2の説明を終わります。

次に、議案第3号、番号2についてご説明申し上げます。

議案書5ページをご覧ください。番号2、現地確認調書につきましては5ページからの、図面番号は3となります。

農地の所在は大字広馬場字八幡下2486の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積につきましては132平米でございます。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方で職業は無職、譲受人は高崎の方で職業は不動産業でございます。転用目的は建売分譲住宅用地、施設等につきましては建売分譲住宅55.01平米を2棟でございます。転用理由につきましては、譲受人は高崎市内で不動産業を営んでおります。令和2年10月に隣接地を建売分譲住宅用地として許可を受けておりましたが、申請地も購入できる運びとなりましたので、建売分譲住宅用地として利用したく申請しますとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考でございますが、農振除外済み、農地区分は1種農地、関連議案につつま

しては、議案第2号、番号2でございます。

以上で番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号の番号2並びに議案第3号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 6番、農業委員の十河です。

議案第2号、2番と議案第3号、2番について、事務局長の説明に補足させていただきます。

説明のとおりですけれども、地元農業委員としてちょっと補足させていただきます。

現地確認書は5ページから8ページをご覧ください。

2件購入ということで計画が変わりましたが、この建売を建てることに関して、下水は西側にあります公衆道路の本下水道に通し、雨水は敷地内に浸透処理を行う予定です。住宅地の一角でありますので、私と致しましては許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、2並びに議案第3号、2について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2並びに議案第3号、番号2については原案の通り許可相当とします。

以上、議案第2号、2並びに議案第3号、番号2については許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、3並びに議案第3号、6について事務局長、説明を求めます。
事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書4ページ、番号3、図面番号につきましては図面番号7、現地確認調書は15ページからとなります。

農地の所在は大字新井字別分971の3、地目は登記簿、畑、現況、宅地、面積は331

平米でございます。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は前橋市の方で職業は無職、譲受人の方は山子田の方で会社員。転用目的は一般住宅用地、施設等につきましては103.31平米でございます。計画どおり事業を遂行できない理由につきましては、当初、申請地に住宅を建築しようとしたが建築予定が立たなくなったためとのことでございます。備考ですが、用途地域内農地、農地区分は3種農地、昭和48年6月18日5条許可、当初許可は一般住宅用地でございます。関連議案につきましては、議案第3号、番号6となっております。

以上で番号3の説明を終わります。

引き続き、議案第3号、番号6について説明を申し上げます。

議案書につきましては6ページとなります。

番号6、図面番号は7、現地確認調書は引き続き15ページからをご覧ください。

農地の所在は大字新井字別分971の3、地目は登記簿は畑、現況は宅地、面積につきましては331平米。権利関係は所有権移転売買。譲渡人の方は前橋市の方で職業は無職、譲受人の方は山子田の方で職業は会社員。転用目的につきましては一般住宅用地。転用理由につきましては譲受人は現在、村内のアパートに暮らしております。子どもの成長に伴い手狭となってきたので、自宅の建築を検討しておりました。このたび申請地を購入できる運びとなりましたので申請しますというものでございます。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、用途地域内農地、農地区分は3種農地、関連議案につきましては議案第2号、番号3でございます。

以上で番号6の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号3並びに議案第3号、番号6については事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第2号、3番並びに議案第3号、6番の案件につきまして、事務局長の説明のとおりでございますけれども、若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第2号、3番の事後計画の変更の関係につきましては、現地調書15ページをお開き願いたいと思っております。この申請地の場所につきましては、自衛隊の南の道路、あの角から100メートルぐらい東側に下ったところの河川の南側というような位置にございます。そういった形で昭和48年に住宅建設計画というようなことで計画を

立てて許可を取ったわけでございますけれども、その後、建設の事項がされず、今回、事業計画の変更という形で改めて申請が上がっております。

議案第3号の6番の案件につきまして、今回の権利の関係につきましても所有権移転売買というようなことで、また新たに一般住宅の建設というような形となっております。

現況地の周辺の状況でございますけれども、東側、西側、南側ともに住宅が建ててございます。北側に河川との間にちょっと狭いんですけれども村道が走っているというような状況でございます。用途地域内ということで3種農地でございます。公共下水については東側の大きい村道に公共下水をつなぐというようなことと、雨水については浸透枳で自然浸透というような形になってございます。

周辺に与える影響、少ないというふうに思われますので、私と致しましては許可相当と思います。よろしくご審議のほどお願いを致します。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、3並びに議案第3号、6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号3並びに議案第3号、番号6については原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号3並びに議案第3号、番号6については許可相当して県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号3について関連がありますので、番号4についても一括で事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 初めに、番号3について説明申し上げます。

議案書は5ページ、下段となります。図面番号は番号4、現地確認調書につきまし

ては9ページからとなります。

農地の所在でございますが、大字長岡字中組、地番は826の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積につきましては334平米でございます。権利関係につきましては使用貸借。貸付人は長岡の方で職業は農業兼会社員、借受人の方は渋川市の方で会社員の方と公務員の方のお2人名義となっております。転用目的につきましては一般住宅用地、施設等につきましては一般住宅128.35平米。転用理由につきましては、借受人は現在、渋川市内でアパート暮らしをしております。子どもの成長に伴い手狭となったため、自宅を新築したく父に相談したところ快諾が得られましたので申請しますとのことでございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ貸したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。関連議案につきましては、議案第3号、番号4でございます。

以上で番号3の説明を終わります。

次に、番号4について説明も申し上げます。

議案第3号、6ページ上段でございます。

図面番号につきましては番号5、現地確認調書については9ページからとなります。

地目の所在は大字長岡字中組877の2、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は43平米。権利関係につきましては使用貸借。貸付人は長岡の方で職業は自営業、借受人の方は会社員と公務員のお2人の名義となります。転用目的は一般住宅用地、施設等につきましては一般住宅128.35平米。転用理由につきましては、借受人は現在、渋川市内でアパート暮らしをしております。子どもの成長に伴い手狭となったため、自宅を新築したく貸付人に相談したところ、快諾が得られましたので申請しますとのことでございます。また、貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地。関連議案につきましては、議案第3号、番号3でございます。

以上で番号4の説明を終わります。

議長 番号3、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

11番、高橋君。

高橋委員 11番、農業委員、高橋です。

番号3番、4番につきましては、ただいま説明のあったとおりでございます。地元委員として補足説明をさせていただきます。

現地確認調書の9ページ、10ページ並びに11ページをご覧ください。

まず、土地の周りの状況を説明いたしますと、北側、西側、あと南側は既存の住宅

があります。東側は道路を挟みまして農地が、田んぼが広がっている場所でございます。

下水につきましては、北側の既存の下水道とつなぎまして、雨水に関しましても北側の側溝へつなぐ予定であります。

それと、番号4番なんですけれども、この狭い土地のところなんですけれども、ここの土地の管理につきましては、番号3番の貸主の方が草刈りとか、そういう面で管理していたところがございます。また、この払い下げ予定地なんですけれども、昔の村道といいますか道があったところでして、払い下げの予定も手続が進んでいるということでございます。

申請に当たりましては許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当と説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号3番、番号4番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号5について説明を申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

図面番号につきましては番号6、現地確認調書は12ページからとなります。

農地の所在は大字新井字別分、地番は975の1、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は733平米でございます。権利関係は所有権移転売買。譲渡人は新井の方で職業は無職、譲受人は山子田の方で職業は不動産業。転用目的は宅地分譲用地。転用理由につきましては、譲受人は申請地は日当たりもよく近くに小学校、中学校もあり、近隣市町村へのアクセスも良いため、分譲地に適していると思ひ、譲渡人に相談したところ快諾が得られましたので申請しますとのことです。また、譲渡人は譲受人の申し出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考でございますが、用途地域内農地、農地区分は3種農地でございます。

以上で番号5の説明を終わります。

議長 番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第3号、5番の案件につきましては事務局長の説明のとおりでございます。

地元委員として若干補足説明をさせていただきたいと思えます。

現地調書の13ページ、14ページをお開き願いたいと思えます。

今回の申請地につきましては、先ほどの案件とちょっと近いところもありまして、自衛隊の南約50メートルぐらい東へ下がったところでございます。申請地の北側、南側については村道ということで、面積については733平米、権利については所有権の移転売買でございます。東、西側については畑が面しているというようなことでございます。一応、用途地域内、3種農地でございます。比較的平らではあるんですけども、やはり両方畑に面しているということで、こちらについては擁壁とか仕切りを設けて、土砂が流れないように形で処理をします。また、南側の村道側についても段差がちょっと高いと、あるというようなことの中で、こちらについても擁壁を有というようなことで、雨水等がほかに及ぼす影響はないというようなことでございます。一応、分譲住宅というようなことで、住宅の図面はちょっと載っていないんですけども、一応、住宅を建設した場合に公共下水については北側の村道に流れている下水に接続、また雨水については側溝に流すというようなことでございます。農地に与える影響は少ないということで、地元委員として許可相当と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いを致します。

以上でございます。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号5について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号7について事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号7についてご説明を申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。また、図面番号については8番、現地確認調書は18ページからとなります。

1筆目の農地は、所在は大字広馬場字中ノ前、地番は1922の1、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,163平米でございます。

2筆目の農地の所在は大字広馬場字中ノ前、地番は1923の1番地、地目は登記簿、現況ともに田、面積は425平米でございます。

合計面積につきましては1,588平米となっております。権利関係でございますが、所有権移転売買、譲渡人は前橋市の方で相続財産管理人となっております。職業は弁護士でございます。譲受人は渋川市の方で職業は不動産業、転用目的は建売分譲住宅用地、施設等につきましては建売分譲住宅47.2平米を6棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は渋川市で不動産業を営んでおります。申請地は見晴らしのよい閑静な場所であり、近隣市町村の通勤圏内であることから住環境に適しているため、建売分譲住宅用地として利用したく申請しますとのことでございます。また、譲渡人は譲受人の申し出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分は2種農地、宅地開発審議案件となっております。

以上で、番号7の説明を終わります。

議長 番号7について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

4番、村上君。

村上委員 4番、農業委員、村上です。

ただいま番号7番のことについて事務局長の説明のとおりなんですけれども、若干補足させていただきます。

現地確認調書18、19、20ページとなっております。

場所といたしましては、コメリの西側を上に登っていったら、入っていったところなんですけれども、土地としては三方が町道に面しておりまして、雨水排水なんかも側溝等のところに流せると思いますので、地元委員としては許可相当と思います。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ここ、団地造成ということなんですけれども、集落排水等の設備は道路等には設置はしていないのでしょうか。

議長 事務局。

事務局長 現地調書の20ページ、ご覧ください。

こちらのほうに今回の開発案件、6区画の図面、計画図面と周辺道路の位置関係等がございますが、こちらの道路の中に農業集落排水の本管は敷設されてございません。そのため、こちらにつきましては各建売分譲住宅については浄化槽処理という計画でございます。

以上です。

議長 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 農業委員、柳岡です。

この合併槽における浄化ということですが、地域の水田等に与える影響等はないのでしょうか。

議長 長 事務局。

事務局長 こちらの案件につきましては、もともとが田んぼを転用して住宅にするということでございます。そのため、水利関係につきまして確認をさせていただいておりますが、浄化槽から処理されたものについては既存の道路の側溝へ流されるということで、処理した水が流れるということとなっております。また、もともとの区画が田用水ということでございますので、そういった部分での取水口等につきましては、開発地内において浸水等がないように閉塞の工事をしていただきたいという指示が出ております。

以上です。

議長 長 ちょっと、聞いていいか。このところ、何ができるのか。ここは空きか。

事務局長 空きですね。これで1区画ということで。

議長 長 これが全部で1区画か。それじゃ、分かれているんだね。

事務局長 駐車場がここになるんだと思いますが。ここが住宅で、こっち側の出入りじゃなくて、ここが。それなんでこっち側を蓋して、こちら。

議長 長 宅地開発委員会から何か言われたようなことはないのか。意見は。

事務局長 では、宅地開発委員会からの意見ということでございます。

まず、地元の自治会からの指示等については、役場各課からの指示要望等がありましたのでそれについて指示に従っていただきたいという意見を地元の自治会よりは頂いております。

また、農業用地、農地等に関連する所管であります産業振興課よりは周辺農地に影

響が出ないように作業をしていただきたい。また、農地法許可申請に係る意見書の交付願いを提出していない場合は関係機関に提出してくださいというものでございますが、こちらの土地につきましては、補助整備を行っておりますので、その補助整備に関わる所管課に意見提出をということであります。

また、耕作地が田んぼということですので、群馬用水の受益地となっているため、群馬用水の土地改良区にも意見書を提出してくださいということで指示を出させていただきます。

それと、先ほど職務代理よりご質問ありました取水の関係でございますが、開発地内の取水、田用水として使われていた取水口等については、既線の水路と浸食しないように閉塞の工事をしていただきたいという指摘を出させていただきました。

また、建設課からの内容でございますが、雨水排水等については開発地内の浸透枳を設け、オーバーフローの水のみを道路側溝に放流していただきたいということで対応をお願いしております。

また、地元自治会からの意見の中にございましたが、雨水対策、定期的な除草、防火防災の要望がありましたので、分譲が完了するまで適切な管理をお願いしたいということでございます。

それと、出入口等がございますので、ここにつきましては既存の側溝への蓋をかけたいただいたり、グレーチング等で雨水の管理ができるようにということでの要望を出させていただきます。

また、もともとが田畑の区画となっておりますので、水道施設等がございません。そのため、上下水道課から既存の水道施設からの分岐で水道管を伸ばして行って分譲地に必要な管を設置していただきたいという要望等がございました。

関連する事案等につきましてはこのような内容、あとは住民生活課からにつきましては、騒音防止等工事に際する振動、騒音に関する規制等の手続の履行とごみ関係について適切に処理をしていただきたい等の指摘、指示事項がございました。

関連する事案等につきましては以上となっております。

議 長 ほかに何か皆さんから意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 よろしいですか。

ほかに意見がないようですので、採決に移ります。

番号7について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号7は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号7は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号8について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 番号8についてご説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。図面番号につきましては9番、現地確認調書は21ページからとなります。

1筆目の農地の所在は大字広馬場字宿、地番は3829の3、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は883平米でございます。

2筆目の農地の所在は広馬場字宿、地番は3830の3でございます。地目は登記簿、畑、現況、宅地でございます。面積は106平米でございます。

合計面積は989平米となっております。権利関係は使用貸借、貸付人の方は広馬場の方で職業は農業、借受人の方は広馬場の方で職業は外構工事業、転用目的につきましては一般住宅及び露天資材置場用地、施設等につきましては一般住宅148.85平米となっております。転用理由につきましては借受人は現在、実家で生活しております。部屋が手狭なため、自宅を建築したく、また個人で外構工事業を営んでおり、露店資材置場が必要になったため、父に相談したところ快諾が得られましたので申請しますとのことでございます。貸付人は借受人の申し出に応じ貸したいとのことでございます。備考でございますが、農振除外済み、農地区分は1種農地となって4牛頭、以上で番号8の説明を終わります。

議長 番号8について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

3番、清水君。

清水委員 3番、農業委員の清水です。

ただいま事務局長より説明がありました議案第3号の8の申請につきまして、若干補足をさせていただきます。

権利の種別は使用貸借、申請目的は一般住宅及び露天資材置場です。

現地確認調書21ページをご覧くださいまして、北東側の村道に面しております。排水は村道の側溝を利用して放流を計画しており、隣接する農地に影響はないと思われまます。私としては問題がありませんので、許可相当と思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いを致します。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(発言する声なし)

議長 よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号8について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

議長 全員賛成。よって、番号8は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号8は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。
事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案書8ページをご覧ください。

議案第4号について説明申し上げます。

議案第4号、番号1、図面番号につきましては番号1、現地確認調書につきましては25ページからとなります。

初めに、農地の所在であります。1筆目の農地の所在は大字長岡字葦海戸207の1、地目は登記簿、畑、現況は宅地、面積は184平米でございます。

2筆目の農地の所在は大字長岡字葦海戸208の1、地目は登記簿は畑、現況は宅地、面積は143平米。

合計面積であります。327平米でございます。権利種別につきましては非農地証明、所有者は埼玉県さいたま市の方です。非農地の事由につきましては昭和39年ごろから宅地として使用しているので証明願いますとのことでございます。備考ですが、農振除外済みとなっております。

以上で、番号1の説明を終わります。

事務局長 ただいま番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員1番、岩田君。

岩田委員 推進委員の岩田です。お世話になります。

この備考を少し説明させていただきます。

証明の範囲、要件ですが、その土地で何らかの原因で非農地になって、もう20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実態が誠にやむを得ない農業委員会が認めたものとして証明をお願いした

いと思います。また、ここは家庭菜園のような畑をつくっているような場所のような、現在そんなような形になっています。この証明が許可相当として審議をよろしく願います。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当とのような説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

事務局書記 1点、若干補足説明をさせていただきます。

26ページ、こちらの構図です、ご覧いただければと思います。

まず、207の1、こちら左の筆なんです、こちらの北側の部分にまず農業用の倉庫が既に建っているような状態になっていると、また、右の筆、208の1については209、北側にある209の土地に接道する道路というんですか、入り口もずっと使われているような状態で、もう20年以上前から宅地並み課税を受けているような土地でございますので、今後農地として戻る可能性が低いということで、今回の非農地証明と申請が上がった内容となっております。

以上で説明終わります。

議 長 209とは何か、宅地か。

事務局長 宅地、そうですね。宅地並み課税を受けています。

議 長 ほかに何か意見ございますか。

(発言する声あり)

議 長 何か意見ございますか。

9番、安藤君、なにかありますか。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

この207の1というところに、昔、この方が、地主なんですけれども、シイタケ栽培をやっていたんで、キノコのハウスがあったんです。それが今も建っているんですけれども、そのハウスの形じゃなくて、周りをみんなトタンでこういうふうに囲っちゃったんで、ただの建物しか見えないんですけれども、昔、シイタケ栽培をやっていました。

以上です。

議 長 8番、松下君。

松下委員 今、三沢君のほうから補足説明あったように、もう宅地並み課税がされることであれば、非農地の証明出す以外ないと思うんです。そんなことで、許可相当だと思いますので、よろしく願います。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

(発言する声なし)

議 長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、採決に移ります。

番号1について原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり承認いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会